

第4章 予算の概要..... 18

6. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応..... 60

6. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応

6. 1. 行政事業レビュー

「行政事業レビューの実施等について」（2013年4月5日閣議決定）において、政府は、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図ることとされた。行政事業レビューの実施等に当たっては、統一的かつ効率的に実施する観点から、行政改革推進会議において、「行政事業レビュー実施要領」（2013年4月2日策定、2020年3月27日改正）を策定し、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとした。

経済産業省においても、行政事業レビューを実施するため、「令和2年度 経済産業省行政事業レビュー行動計画」（2020年4月）を策定。原則として2019年度に実施した事業（ただし、事務的経費、人件費等は除く）を対象に、その実績について評価を行い、結果を公表するとともに、2021年度予算要求及び予算執行に反映した。

（1）公開プロセス

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み中止となった。

（2）行政事業レビュー結果の反映

予算要求プロセスに併せて行政事業レビューを行い、その結果を2021年度概算要求に反映した。反映結果は以下のとおりである。

<行政事業レビュー最終取りまとめ結果>

（単位：百万円）

一 般 会 計						
2020年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
192	4	▲760	9	▲1,436	13	▲2,196

特 別 会 計						
2020年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
221	1	▲180	30	▲15,659	31	▲15,839

6. 2. 契約等評価監視委員会

「随意契約の適正化の一層の推進について」（2007 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）において、全ての省庁に第三者機関の設置が求められたことを踏まえ、2007 年 11 月に経済産業省契約評価監視委員会を設置。2020 年度は 2 回開催し、6 件の契約を抽出し契約に係る手続の適正性等に関する審議を実施した。また、当省の一者応札に係る取組等に関する審議を実施した。

（契約等評価監視委員会の委員） ※2021 年 3 月 31 日現在。敬称略。

梶川融（太陽有限責任監査法人代表社員会長）※委員長

梅野晴一郎（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

金子良太（國學院大學経済学部教授）

川澤良子（Social Policy Lab 株式会社 代表取締役）

木村琢磨（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

藤居俊之（東京工業大学物質理工学院教授）

6. 3. 調達改善計画

（1）計画の策定

行政改革推進本部決定「調達改善の取組の推進について」（2013 年 4 月 5 日）に基づき、調達改善のための取組を推進するため、2020 年 3 月 30 日に「令和 2 年度経済産業省調達改善計画」（以下「計画」という。）を策定した。取組内容として、（1）一者応札改善に向けた取組、（2）公募（入札可能性調査）の実施拡大及び調達価格の妥当性評価の推進、（3）出張旅費・業務の効率化、（4）情報システム調達の効率的・効果的な調達などを盛り込んだ。

（2）自己評価

上半期終了後及び年度終了後、計画の実施状況について自己評価を実施した（上半期終了後の評価は 2020 年 11 月 15 日公表、年度終了後の評価は 2021 年 7 月 1 日公表）。自己評価においては、（ア）「一者応札問題の改善策」の実行を徹底し、①一者応札比率が 2020 年度 27.6%と、計画で 2021 年度までの目標としていた 31.8%（2011 年度 41.8%比 ▲10%ポイント改善）について目標を達成できたこと、②形式的な競争入札を行うことを不要とするため、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」を 71 件実施したこと、③スケールメリットによる効果を出すため、共同調達を実施したこと、④一層安価で効率的な調達を可能とするため、インターネット（クレジットカード活用）による調達を実施したこと等につき、評価を行った。

6. 4. 調達等の在り方に関する検討会

令和 2 年度、経済産業省が実施した持続化給付金の事業の実施に当たって、国会など様々な場面で御指摘を受けたことから、「調達等の在り方に関する検討会」では、持続化給付金事務局事業のような、多数の事業者に国費を支出する大規模な事業の適切な調達・執行手続きに関して議論を行い、新たに厳格なルールを定めた。

具体的には、以下のような新たなルールを定めて、2021 年 1 月より実際の調達・執行手続きにて適用している。

- ①職員が事業者 접촉する際には、接触記録表の作成を義務付け、仕様書案を公表する。
- ②審査委員の属性、審査委員会の議事概要、全応札者名や採点結果を開示する。
- ③事業の中核部分の再委託を禁止し、再委託費率が高い場合は理由書を提出させる。
- ④国が再委託・外注先の経費の確認を直接実施できるようにする。
- ⑤特定事業者の利益を害するおそれがある場合を除き、履行体制図を公表することを原則とする。

⑥一般管理費は自ら実施する事業にのみ計上し、一般管理費率の上限比率も見直す。
等を行うこととした。

（調達等の在り方に関する検討会の委員） ※2021 年 3 月 31 日現在。敬称略。

梶川融（太陽有限責任監査法人代表社員会長）※委員長

梅野晴一郎（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

金子良太（國學院大學経済学部教授）

川澤良子（Social Policy Lab 株式会社 代表取締役）

木村琢磨（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

藤居俊之（東京工業大学物質理工学院教授）